

労働者派遣事業に関わる情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条第 5 項の規定に基づき、下記の事業所における労働者派遣事業情報を提供致します。

対象期間 平成 28 年 04 月 01 日から  
平成 29 年 03 月 31 日まで

事業所の名称	株式会社 富士ワークネット 本社
事業所の所在地	〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-21-3 ノア大手町ビル 11 階

1. 派遣労働者及び派遣先事業所数

派遣労働者の数（実数）	31 人
派遣先の事業所数（実数）	24 事業所

2. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	15,397（円）
派遣労働者の賃金の平均額（1 日 8 時間あたりの額）	10,911（円）
マージン率	29.1（%）

\* マージンには、派遣労働者の社会保険料、有給休暇の費用、福利厚生費（定期健康診断・健康相談・メンタルケアカウンセリングサービス）、教育訓練費なども含まれています。

3. 教育訓練に関する事項

弊社では、登録時訓練及び e ラーニングを中心に教育訓練を実施しています。

その他、百貨店入店研修、派遣先による研修も実施しています。

教育訓練の種類	対象者	方法	実施主体	賃金支給の有無	労働者の費用負担
労働者安全衛生法第 59 条の規定に基づく安全衛生教育	登録者及び派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	あり	なし
個人情報保護に関する訓練	派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	あり	なし
接遇訓練・接客・電話対応・OA 操作訓練	派遣労働者	OFF-JT	派遣元事業主	あり	なし
商品知識に関する訓練	派遣労働者	計画的な OJT	派遣先事業主	あり	なし
百貨店入店研修・派遣先研修	派遣労働者	計画的な OJT	派遣先事業主	あり	なし

その他、キャリアコンサルティングの相談窓口は本社 03-3293-3051 にお問い合わせください。